緊急人材育成支援事業　新規成長・雇用吸収分野等訓練コース【実践演習コース】

旅行接客スタッフ養成科

2011年3月28日(月)開講　　訓練番号:22-13-03-08-2665

受講料無料・パソコンスキル不問

旅行が好きな方･旅行業の資格を取りたい方
添乗員を目指す方･接客スキルを身につけたい方

受講生募集

☑ **訓練目標**

国内･海外旅行業務に必要な知識を習得し、接客サービスや添乗員業務の実践演習を通して、旅行･観光関連の仕事に役立つスキルを身につけます。旅行業務の中国語を学び、中国人観光客に対応できる人材を育成、就職のチャンスを拡大します。



☑ **受験可能資格**　観光･旅行業、接客業に興味がある方

☑ **想定する就職先**　旅行会社･観光案内所でのお客様対応、旅行添乗員、接客販売員

◆充実したカリキュラムをご用意しています。内容は裏面をご覧ください。

訓練実施会場および選考会場　**秀徳教育学院**

〒114-0012　東京都北区田端新町 1-27-16
TEL　03-3810-2010　　FAX　03-3810-2026

新しい校舎です



- 募集期間　平成 23 年 2 月 7 日(月)～平成 23 年 2 月 28 日(月)
- 選考日　平成 23 年 3 月 2 日(水)　面接
- 選考結果通知日　平成 23 年 3 月 4 日(金)に発送
- 訓練期間　平成 23 年 3 月 28 日(月)～平成 23 年 7 月 12 日(火)　土日祝日休
- 訓練時間　9 時 30 分～15 時 20 分　(休憩あり)
- 訓練対象　旅行に興味がある方　(パソコンスキル不問。パソコン実技はありません)
- 受講料　無料
 (テキスト代 18,775 円、交通費別途負担)
- 定員　20 名

お申込みから選考までの手順

住所管轄のハローワークにて受講申込
(受講申込書が交付されます)

↓

秀徳教育学院に電話して選考予約
(集合時間の確認)

↓

選考日当日、集合時間までにお越しください。
(ハローワーク発行の受講申込書を持参)



【カリキュラム内容】

学科	旅行業概論	旅行業の歴史から現在の旅行業の勢力図、各社の特徴 日本文化をベースとする日本式マナーと国際基準をベースとする海外の常識、この相反する 2 つのマインドを理解し、独自の日本の旅行業におけるビジネスマインド
	旅行業法・旅行業約款	旅行業の国家試験『総合旅行業務取扱管理者』及び『国内旅行業務旅程管理者』の基本となる旅行業法・約款
	国内旅行知識	国内各地の観光資源の特徴・販売方法・JR・バス・航空機の交通手段
	海外旅行知識	海外の観光資源の基礎知識、アジア・ヨーロッパ・南北アメリカ・オセアニアの観光資源の概略
	観光地理概論	中国観光旅行の際の基礎知識を身に付ける。中国の観光資源（自然・文化遺跡）と七大古都を中心とした中国の歴史概況を学ぶ。
	インバウンド業務知識	2010 年 7 月に中国からの観光旅行の個人旅行が自由化になり中国からのインバウンドビジネスの可能性が広がった。その具体的ビジネスの切り口を学ぶ。
	添乗員の知識	これから添乗員を目指す為に添乗員としての心構え・基本業務
	リピーターを創る為の基礎知識	次にご指名を頂く為のアフターフォローについての基礎知識
実技	接客サービス演習	旅行業の基礎となるお客様への対応についての基礎知識をロールプレイングを通じて実際に接客をしながら学ぶ。
	お客様のニーズを捉える為の基礎演習	添乗に際してマニュアルには記載されていないお客様の要望を汲み取る為のコミュニケーション能力を磨く。
	お客様の満足度を上げるテクニック	添乗に際して一人ひとりのお客様の満足度を上げる為の基礎テクニックを学ぶ。
	業務報告書の書き方演習	添乗後に会社に提出する報告の書き方の基本知識、実践演習
	添乗員業務演習	空港での集合、バスの中、土産物の案内・宿泊施設での動き等、国内旅行添乗の実践演習
	中国人観光客対応基礎演習	中国語の特徴、中国人観光客対応のロールプレイ演習（旅行の基本表現、接客・各種案内・誘導表現など）
	地域活性演習	グリーンツーリズムによる『町興し』・『村興し』的、地域活性について、実例に基づき今後の可能性を研究、発表する。

※上記カリキュラムの他に入所式、ガイダンス、退所式、就職支援、職場見学があります。

※応募者が最小実施人数に満たない場合は、訓練を中止することがあります。

【選考結果後のお手続き】

◆合格された方は現在の住所または居住を管轄するハローワークにて**選考結果通知書**を提出し、**受講勧奨通知書**をお受け取りください。

◆訓練・生活支援給付金の受給を希望される方は、ハローワークにてお手続きください。また、訓練校に**受給資格認定証**の提出をお願いいたします。

【訓練・生活支援給付金】

職業訓練を受講している間、生活支援給付金が支給されます。

◆被扶養者のいる方：12万円　◆単身の方：10万円

※遅刻・欠席・早退等で訓練への出席率が毎月8割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません。

※一定の要件を満たされた方に支給されます（下記参照）。

【訓練・生活支援給付金の資格要件】

以下のすべてに該当する方が訓練・生活支援給付金の支給対象となる方です。

① ハローワーク所長のあっせんを受けて、基金訓練または公共職業訓練を受講する方

② 雇用保険求職給付、職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できない方

③ 世帯の主たる生計者である方（申請時点の前年の状況によります）

④ 申請時点で年収見込みが 200 万円以下、かつ世帯全体の年収見込みが 300 万円以下の方

※収入要件では、前月に高い収入があっても、その後離職などによって年収見込み 200 万円以下になるようであれば認められます。

※世帯の年収は、本人以外が受給している年金の額を除いて 300 万円以下であれば認められます。

※主たる生計者・年収の要件が一部緩和されておりますので、詳細はお近くのハローワークまでお問い合わせください。

⑤ 世帯全体で保有する金融資産が 800 万円以下である方

⑥ 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない方

⑦ 過去3年間に不正行為により、国の給付金の支給を受けていない方

⑧ 就職安定資金融資（常用就職活動費）等及び地方公共団体等の類似の給付・貸付を利用していない方

都道府県労働局職業安定部・ハローワーク	厚生労働省職業能力開発局能力開発課	中央職業能力開発協会
http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html	http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/index.html	http://www.javada.or.jp/